

令和6年度「補助制度」等のお知らせ

池田町が令和6年度に実施する町民向けの補助制度等について、その概要をお知らせします。詳細につきましては、事前に各制度の申込・問合せ先へ必ずご確認ください。各種補助金は予算の範囲内での交付となります。申請時期により交付を受けられない場合もありますので予めご了承ください。

◆『保健福祉・子育て支援』

○出産祝い金（継続）	
内 容：新生児を養育する父母の方に、出産祝い金を支給します。 条 件：①6ヶ月以上町に住所を有すること ②出産の日に町に住所を有していること 祝い金額：第1・2子の出産：5万円、第3子の出産：10万円、第4子以降：30万円 池田町商工会商品券で交付します。	
○育児支援金（継続）	
内 容：満1歳・満2歳を迎えた子どもと現に同居する保護者の方に、育児支援金を支給します。 条 件：①6ヶ月以上町に住所を有すること ②対象児の誕生日に町に住所を有していること 支援金額：満1歳児を迎えた児童：5万円、満2歳児を迎えた児童：5万円 池田町商工会商品券で交付します。	
申込・問合せ先：保健センター 保健子育て課 子育て支援係 電話572-2100	
○不妊治療費助成金（継続）	
内 容：一般不妊治療・特定不妊治療(体外受精、顕微授精、男性不妊治療)に係る自己負担額の一部を助成します。 助成金額：一般不妊治療：保険適用内・外も含めた自己負担額に対し1年度につき5万円以内 特定不妊治療：保険適用内・外も含めた自己負担額に対し1回の治療につき15万円以内	
○不育症治療費助成金（継続）	
内 容：2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある方に対し、不育症に関する検査や治療に要する費用の一部を助成します。 助成金額：検査・治療に要した費用から北海道不育症治療費助成事業の助成額を除いた実費で20万円以内	
○妊婦健康診査費用助成事業（継続）	
内 容：妊婦一般健康診査14回、超音波検査11回の受診費用を助成します。 助成金額：健診内容によって異なります。	
○妊産婦安心出産支援事業（継続）	
内 容：自宅から最も近い産科医療機関（帯広協会病院）までの道路距離が25kmを超えている方に対し、妊産婦健診と出産に係る交通費を助成します。 助成金額：妊産婦健診と出産に係る通院（上限16回）に対して、片道につき715円	
○新生児聴覚検査費用助成事業（継続）	
内 容：新生児聴覚検査（初回検査）の費用を助成します。 助成金額：初回検査1回分を全額助成します。	
○任意予防接種助成金（継続）	
内 容：おたふくかぜ(中学3年生まで)・インフルエンザ(高校3年生までと妊婦)の接種費用を助成します。 助成金額：おたふくかぜ1回5,500円以内の実費、インフルエンザ1回1,650円以内の実費	
○高齢者インフルエンザワクチン接種助成金（継続）	
内 容：65歳以上の方と60歳以上65歳未満であって一定の障害を有している方がインフルエンザワクチンの接種を受ける場合費用の一部を助成します。 助成金額：1回1,650円以内の実費、生活保護世帯の方は全額助成します。	
○高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成金（継続）	
内 容：65歳（65歳の誕生日前日から66歳の誕生日前日まで）の方と60歳以上65歳未満であって一定の障害を有している方が肺炎球菌ワクチンの接種を受ける場合費用の一部を助成します（過去に接種したことがある方は対象外です）。 助成金額：1回の接種につき3,666円、生活保護世帯の方は全額助成します。	
申込・問合せ先：保健センター 保健子育て課 保健推進係 電話572-2100	

○高齢者補聴器購入助成事業（継続）

内 容：町内に住所を有し中等度の難聴（40dB以上70dB未満）であると医師が判断した65歳以上の方が補聴器を購入する場合、費用の一部を助成します。
条 件：耳かけ型及び耳穴型に限る。（※聴覚障害により身体障害者手帳を交付されている方は対象外です。）
助成金額：購入した補聴器の費用の2分の1 上限：5万円

○介護人材就労支援金（継続）

内 容：池田町内の介護サービス事業所に、介護職員等として新たに就業した方に支援金を支給します。
条 件：就業開始の日から1年以上継続して雇用される見込みのある方で、就業の日から1ヶ月が経過した方
支援金額：常勤職員の就業に対する支援 20万円 非常勤職員の就業に対する支援 10万円
有資格者に対する加算金 5万円

申込・問合せ先：保健センター 福祉課 高齢者支援係 電話572-2100

○障害者等通所・通園交通費助成事業（継続）

内 容：町内に住所を有している在宅の障害者などの方（生活保護受給の方を除く。）の費用負担軽減のため、町外への通所や通園に係る交通費を一部（月額上限5,000円）助成します。
対象施設：下記問い合わせ先までお問い合わせください。※町外の施設に限ります。
助成金額：公共交通機関の場合…最も経済的な方法と認められた経路により算出した額
自家用車の場合…自宅から施設までの距離×通所回数×18円

申込・問合せ先：保健センター 福祉課 福祉係 電話572-2100

○乳幼児等医療費給付事業（継続）

内 容：0歳から18歳を迎える年度末までの子どもの医療費を全額助成します。
助成対象：入院または外来（医科・歯科）、調剤（薬）、治療用器具など、保険診療の自己負担分（入院時の食事代及び保険適用外費用を除く）

○未熟児養育医療給付事業（継続）

内 容：指定医療機関に入院した1歳未満の乳児（出生体重が2,000g以下または医師が入院養育を必要と認めた未熟児）に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。
※本事業における徴収金は、その他の医療費給付事業により、全額助成されます。

申込・問合せ先：役場 町民課 保険係 電話572-3114

◆『住宅環境整備』

○池田町住宅取得応援奨励金（継続）

対象者：新築住宅又は中古住宅を取得する者
条 件：取得に係る経費が新築住宅は300万円以上、中古住宅（土地代を含む）は100万円以上
奨励金額：基本奨励金（取得価格の100分の5）限度額：新築住宅20万円、中古住宅20万円（商品券で交付）
加算奨励金：町内建設業者加算（新築住宅に限る）20万円（商品券または現金（8割）での交付も可）
申請受付：令和6年4月1日～ ※利用決定後に工事着工又は中古住宅の所有権移転登記

○池田町住宅等リフォーム促進奨励金（継続）

対象者：住宅・空き家の所有者又は法定相続人である者
条 件：町内に住所を有する事業者によって住宅のリフォームを行うこと。
対象経費：住宅・空き家の改修工事で、総額が50万円以上の事業（※外構工事等は除く）
奨励金額：事業対象経費の10% 限度額：20万円 商品券で交付します。 ※中古住宅を購入し30日以内にリフォームする場合は、限度額が40万円（町外在住者は現金（8割）での交付も可）。
申請受付：令和6年4月1日～ ※工事着工前申請

○池田町子育て世帯住宅取得応援奨励金（新規）

対象者：町内に子育てを行うために新築住宅又は中古住宅を取得する者
条 件：奨励金交付申請の日において中学生以下の子どもが同居する世帯であること。
奨励金額：新築住宅…子ども（中学生以下）一人あたり100万円
中古住宅…子ども（中学生以下）一人あたり50万円（購入額の3分の1を限度）
加算奨励金…町内建設業者加算（新築に限る）50万円（※現金及び商品券による交付）。
申請受付：令和6年4月1日～ ※事業承認後に工事着工又は中古住宅の所有権移転登記



申込・問合せ先：役場 町民課 環境住宅係 電話572-3114

○池田町老朽建物解体促進事業補助金（拡充）

対象物件：建築後22年以上が経過し、池田町固定資産税台帳に登録されている老朽住宅及び店舗等
※農業施設は対象外となります。また、住宅以外の建物は、対象地域に制限があります。
対象者：老朽建物の所有者（所有者が死亡している場合は、法定相続人）
条件：町内に住所を有する事業者によって、総額20万円以上の解体撤去を行うもの
補助金額：事業対象経費の3分の1 限度額：内容により25～80万円（※お問い合わせください。）
申請受付：令和6年4月1日～ ※工事着工前申請

○池田町民間社宅等整備促進事業補助金（新規）

対象者：町内に従業員向けの社宅を新築又は中古住宅を取得する者
条件：新築の場合は町内事業者による建設。共同住宅建設の場合は1棟4戸以上であること。
補助金額：町内事業者による新築住宅建築：延べ床面積1㎡当たり22,500円
中古住宅の取得：延べ床面積1㎡当たり5,000円（限度額100万円）
申請受付：令和6年4月1日～ ※工事着工前申請

○池田町空き家家財道具処分支援事業（継続）

対象者：町内に存する空き家の家財道具を処分及び運搬する者
条件：当該空き家を池田町住情報ステーション（空き家バンク）に登録する者
補助金額：事業対象経費の2分の1 限度額：10万円
※商品券で交付するが、町外に住所を有する者で希望する場合は現金（8割）での交付も可
申請受付：令和6年4月1日～ ※処分前申請



○池田町住宅用太陽光発電導入支援補助金（継続）

内容：自ら所有・居住する住宅等に、町内の事業者を利用して住宅用太陽光発電システムを設置する個人に対し費用の一部を補助します。
補助金額：発電システムの最大出力値1kW当り5万円。上限：15万円

○浄化槽設置整備事業補助金（継続）

内容：町内に住所を有する者が町内の公共下水道整備区域を除く地域内において浄化槽を整備する場合経費の一部を補助します。
補助金額：5人槽：525千円、7人槽：613千円、10人槽以上：777千円

申込・問合せ先： 役場 町民課 環境住宅係 電話572-3114

○池田町民間木造住宅耐震診断補助金（継続）

内容：自ら所有・居住する木造住宅の耐震診断に対し、3万円を補助します。
条件：昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての住宅、長屋（二世帯住宅）及び店舗兼住宅（住宅以外の用途の床面積が1/2未満のもの）であること。池田町以外の補助事業を受けないこと。
申請受付：令和6年4月1日～9月30日まで ※事業実施前

○池田町民間木造住宅耐震改修補助金（継続）

内容：自ら所有・居住し、耐震診断の結果、倒壊する可能性があると判断された木造住宅を町内業者により耐震改修する場合、耐震改修に要した経費の一部を補助します。
条件：昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての住宅、長屋（二世帯住宅）及び店舗兼住宅（住宅以外の用途の床面積が1/2未満のもの）であること
補助率：対象経費の10% 上限：30万円
申請受付：令和6年4月1日～9月30日まで ※事業実施前

申込・問合せ先： 役場 建設水道課 建築係 電話572-3269

○池田町相続登記支援事業補助金（新規）

内容：相続によっては発生した土地及び家屋の所有権移転及び未登記家屋（一部未登記も含む）の登記にかかる費用に要した経費の一部を補助します。
条件：当該空き地及び空き家を池田町住情報ステーション（空き家バンク）に登録する者
補助率：対象経費の50% 上限：5万円（千円未満の端数は切り捨て）
申請受付：令和6年4月1日～令和7年3月31日まで ※事業実施前申請

申込・問合せ先： 役場 町民課 環境住宅係 電話572-3114

◆『環境衛生』

○生ごみ堆肥化容器購入助成（継続）

内 容：町内の事業者から、生ごみ堆肥化容器を購入する場合に費用の一部を助成します。
 助成金額：容器購入助成：200ℓ未満2,000円、200ℓ以上3,000円

申込・問合せ先：役場 町民課 環境住宅係 電話572-3114

◆『産業活性化』

○池田町産業活性化事業補助金（継続）

内 容：人材育成、新規起業、販路開拓支援、店舗等改修支援及び地域資源を活用した新製品等開発や農商工連携等の新たな取り組みを支援します。

補助メニュー	補助対象事業等	補助金額等
①人材育成支援事業	1. 新技術・知識・資格の取得 2. 講習会の開催経費	1. 補助率2分の1、限度額一人5万円 2. 補助率2分の1、限度額一人10万円
②新規起業支援事業	町内で新たに事業を開始（空き家、空き店舗等の活用も同様）	1. 補助率2分の1、限度額300万円 2. 賃貸の場合、対象経費の2分の1、限度額150万円及び店舗等に係る月額家賃の10分の7以内（限度額5万円）の1年間の助成
③新製品等開発支援事業	地域資源を活用した新たな取り組み及び新規作物の導入	補助率2分の1、限度額100万円（農商工連携事業は150万円）
④販路開拓支援事業	展示会等の開催・参加・出展、専門コンサルタントへの委託等	補助率2分の1、限度額30万円
⑤デザイン開発支援事業	新製品のデザイン開発及び既製品デザインの改善	補助率4分の3、限度額75万円
⑥店舗等改修支援事業	既存店舗の集客力向上、販路拡大等、持続的経営を目的とする増改築、設備整備等	補助率10分の3、限度額300万円

※同一補助事業につき③、④、⑤は年1回まで、②、⑥は限度額300万円まで申請可

申込・問合せ先：役場 地域振興課 産業連携係 電話572-3218

※ 補助金等審査委員会において直接事業説明をしていただくことがあります。

◆『教育環境・文化振興』

○北海道池田高等学校就学奨励事業助成金（継続）

内 容：池田高等学校の生徒確保に寄与するため、就学費用の一部を助成します。

- ①入学報奨金：新入学生徒で、5月1日現在在学中の生徒の保護者
- ②就学奨励金：第2学年の生徒で、5月1日現在在学中の生徒の保護者
- ③下宿等助成金：町内下宿等又は賃貸住宅に在学中の生徒のみで入居している生徒の保護者

助成金額：①②ともに、一時金として、一人5万円 *該当者には学校を通じて案内します。

③は、月額3万円（年2回）*月の下宿代金が助成金額未満のときは、下宿代金を上限



○池田町子ども夢事業補助事業（継続）

内 容：町内を拠点に活動する団体・グループ及び事業者が町内の高校生までの子どもを対象に行う、体験・交流事業、人材育成事業等に要する経費の一部を補助します。

補助金額：対象経費の10分の9 限度額：子ども1人につき5万円、補助金総額100万円

○ワイン文化振興事業（継続）

内 容：ワインの歴史と文化を継承するための5人以上の団体研修に対し経費の一部を補助します。

補助金額：対象経費の4分の3 限度額：国内研修5万円（但し、45歳未満を対象）

申込・問合せ先：役場 企画財政課 企画調整係 電話572-3112

池田町役場